



『SC』は シルバー人材センター、『県シ連』は 鹿児島県シルバー人材センター連合会、『全シ協』は 全国シルバー人材センター事業協議会
『高齢法』は 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の略です。 ☎ 0996-52-3363

5年度契約金額 右肩上がりでした！



新緑の候 会員並びに関係各位におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、新年度も5月に入り、組織・団体等においては総会準備から開催と、何かと慌ただしい時期でございます。当センターも、会計監査を5月1日(水)、第1回理事会を5月9日(木)に終えて、現在、5月25日(土)の定時総会に向けて準備に勤しんでいるところです。

そのような中、気にかかるのが前年度の事業実績です。次年度に向けての最低限の目標、次年度を計るための土台、再スタートライン、いわゆる足掛かりとなるものですので、対前年度を上回る良好な数値等が望まれます。

この、令和5年度の実績が確定しましたので、お知らせしますとともに、会員の皆様のご尽力に感謝とお礼を申し上げます。

区 分		令和 4 年度	令和 5 年度	対前年度増減
受託事業	会 員 数	300 人	304 人	4 人
	男 性	192 人	188 人	△4 人
	女 性	108 人	116 人	8 人
	受 注 件 数	2,210 件	2,024 件	△186 件
	受 託 件 数	3,282 件	3,098 件	△184 件
	契 約 金 額	132,158,216 円	136,163,128 円	4,004,912 円
	就業実人員A	225 人	217 人	△8 人
	就業実人員B (*うち派遣)	253 人 (28 人)	238 人 (21 人)	△15 人 (△7 人)
	就業延人員	22,255 人	21,884 人	△371 人
	就 業 率 A	75.0%	71.4%	△3.6%
	就 業 率 B (*派遣含む)	84.3%	78.3%	△6.0%
派遣事業	登録会員数	92 人	93 人	1 人
	受 注 件 数	39 件	31 件	△8 人
	受 託 件 数	230 件	206 件	△24 件
	契 約 金 額 等	33,457,456 円	37,423,144 円	3,965,688 円
	就業実人員	72 人	69 人	△3 人
	就業延人員	6,025 人	6,466 人	441 人

1 新会員の紹介！



新年度スタートは4名の入会をいただきました。特に、女性お二人のポジティブな姿勢には頭が下がる思いです。相応しい就業機会の提供ができるように努めたいと思います。

現在の会員数は、男性190名、女性119名、計309名です。第3次中期計画のR6年度会員目標数は321名ですので、あと12名超の上積みができるよう、「一緒に働きましょう！楽しみましょう！」と、お誘いの声かけをお願いします。

No	新会員氏名	地域班(公民会)	年齢	性別	入会日	紹介会員氏名(地域班)
1	はしのくち みつ こ 橋之口 光子	鶴田班(諏訪下)	81	女	R6.4.16	福山桂子(虎居班)
2	ひさ なが えつ こ 久永 悦子	湯田・時吉班(湯之元)	84	女	R6.4.16	福山桂子(虎居班)
3	やま うち かず ひと 山内 和豊	鶴田班(市場)	60	男	R6.4.19	栗野浩文(鶴田班)
4	いわ した じゅん いち 岩下 純一	薩摩班(新岩元)	64	男	R6.4.22	上別府広秀(薩摩班)

2 5月の入会説明会！

屋根より高い こいのぼ〜り♪



5月21日(火)／センターで9時からで〜す！

3 令和6年度定時総会のお知らせ！

5月25日(土)／宮之城ひまわり館で

9時からで〜す！

5月(2024年(令和6年))						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

正式な案内は別途通知しますが、次のとおり計画していますので、万障お繰り合わせのうえ出席をお願いします。なお、必ず、出欠報告用ハガキの返信をお願いします。

- ◆日 時 5月25日(土) 午前9時開会
- ◆場 所 宮之城ひまわり館
- ◆対象者 会員(ゴールド会員含む)
- ◆出席者には、お弁当、お茶を配付します。
- ◆会員互助会総会 定時総会終了後、引き続き開催します。

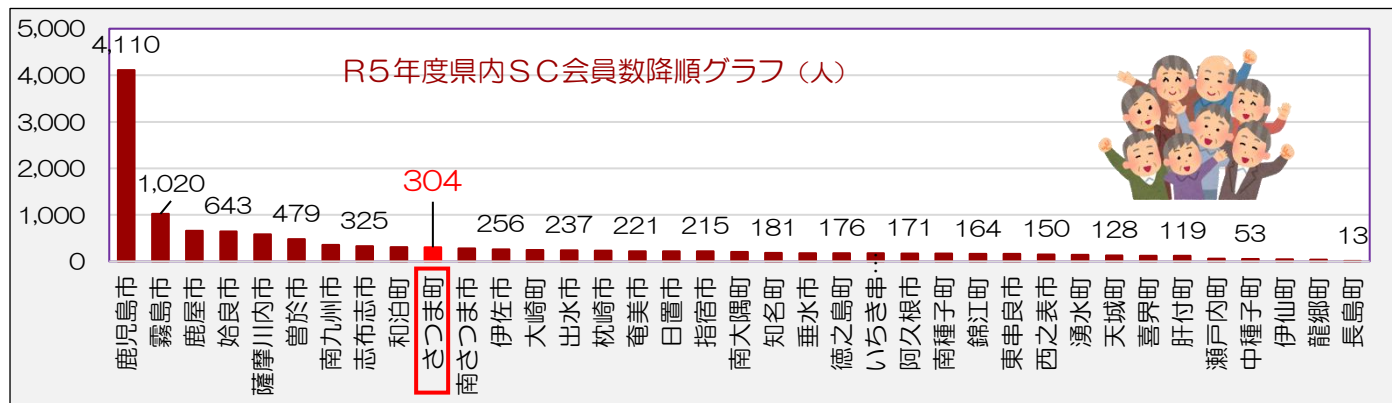
4 令和6年度会費について！

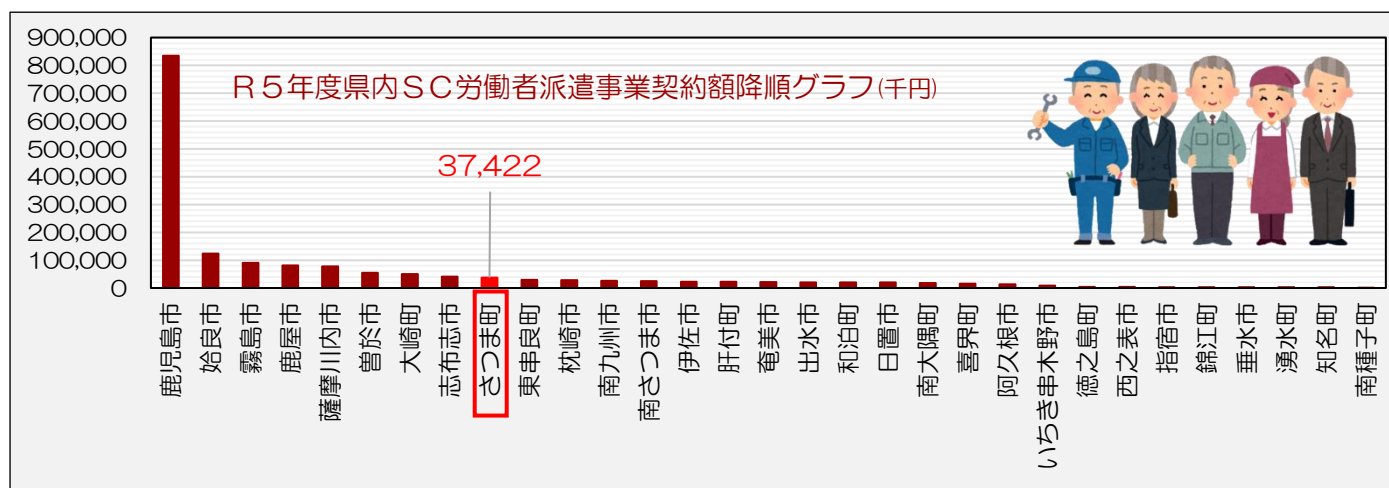
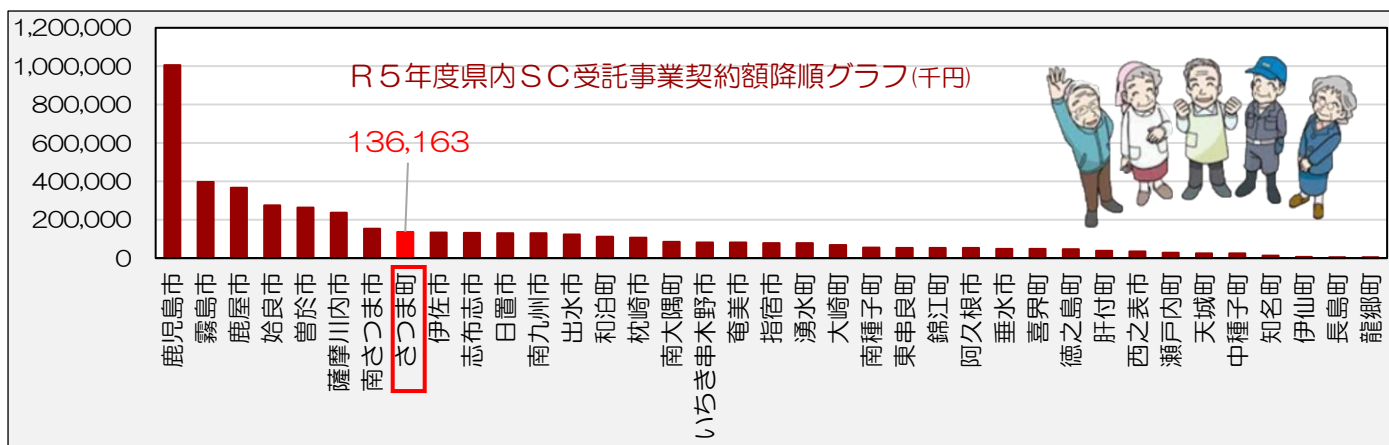
令和6年度会費については、大半の会員が、3月の地域班会時に納めていただいています。その後、直接、センターに納められた方もありますが、未納の方につきましてはセンターまで納入方、よろしくお願いします。

定時総会の受付時にも徴収しますが、混雑しますので、できるだけ事前の納入をお願いいたします。

5 5年度実績に見る さつま町SCの立ち位置！

県内には37の拠点センターがあります。受託事業は全てのセンターが、派遣事業は31センターが実施しています。他センターとの比較ができるようにグラフ化しましたので見てください。自治体規模等も概念に、当センターの立ち位置について評価してみてください。





6 ヒヤリハット事例！



会員の皆さんは、安全就業の確保については、日頃から細心の注意をはらいながら作業に当たっていらっしゃるかと拝察します。しかしながら、どんなに注意をはらっても、絶対に事故はしない、事故にあわないという保障ありません。偶発的に避けられない事故が起こり得ます。

3月半ばに、ヒヤリハット事例、結果的に安堵した事例がありましたので紹介します。ご自分の就業機会に活かしていただければ幸いです。

就業内容は公共施設の清掃作業で、二人一組で午前中3時間の作業です。

当日は作業前に、一方の会員（Aさん）が、「私、今日は何となく調子が悪い」と言われて作業が始まりました。作業が進む中で、もう一方の会員（Bさん）がAさんの言動（話し方やしぐさ）がいつもと違うことに気付かれ、「あなたは何かおかしいよ？」と問いかけられました。

Aさんも若干自覚しながら作業が続きましたが、終わり頃になって、Bさんが「やっぱり、おかしい変だよ」、「話し方がおかしい、病院に行った方がいいかも」、「送るから」のやり取りはありましたが、Aさんは一人で帰宅するとのことだったので、Bさんは「結果を連絡してください」と伝えて別れました。

Aさんが帰宅後、Bさんに談話を入れたら「大丈夫です」とのこと、再度、夜に電話入れたら今度は出られませんでした。翌日、電話入れたら、別地区に住まれる娘さんが出られました。Aさんに呼ばれ、その娘さんの手配で、その日の夜に入院されたとのこと。病名は脳梗塞です。

現在もまだ入院療養中ですが、電話の向こうからは、いつもの明るい声が返ってきました。

本事例を検証しますと…

- 安全適正就業推進計画に掲げる、予防的観点の現場会員の相互補完的な配慮（危険行動、体調不良等の目視や声かけ）の重要性を再確認・再認識しました。
- 方針として、可能な限りの二人体制の就業体制を組んでいますが、BさんからAさんへの気付きとアドバイスがあったことを、仕事仲間の状況確認による危険予知活動（KY活動）の効果として評価しています。
- もう少し早い段階での病院移送も考えられる事例ですが、これら緊急性の対応については、今後、KYT（危険予知訓練）活動を進める中で、的確適正な安全就業の確保が図られるよう努めたいと思います。

7 業務機器等の適正管理について！

4月早々に、センター唯一の自走式モア（芝刈り機）が壊れました。現在、入院中です。

破損状況は、モアの命である回転刃の軸部分の劣化破損、離脱です。エンジンの回転部分と直結する部分ですので、ベアリングも入っていますが、摩耗劣化し飛び散っていました。部品の中には、土と刈草の残さいがこびり付いていましたので、土・砂にまみれるためベアリングや周辺部分が摩耗劣化するはずでした。

修理代は、パーツで交換しますので 25,850 円と高額でした。この修理代を補うための金額を仮定し試算しますと、事務費率が 13% ですので、次のような配分金を確保する受託作業を受注しなければなりません。

≪仮定試算≫ 25,850 円 ÷ 0.13 = **198,846 円** ← この額の配分金が生ずる受託作業の受注が必要！

このような実情、実態がありますので、業務機器等の管理についての適正管理を、よろしくお願いします。

そこで、適正管理につながればと、自走式モア・ホンダ HRC536 の取扱説明書を見てみました。今後、使用された会員が次のような管理をしていただければ、寿命も延びると思われます。センターでも適正管理に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

- ① 使用後、洗車、特に裏側の刈刃カバー、刈刃部分の高圧洗車機による土と刈草残さいの洗い落とし
- ② 洗車後、コンプレッサーで水の跳ね飛ばし
- ③ 水気がなくなった後、防錆潤滑スプレーやグリーススプレーの吹きかけ（回転部分はグリーススプレー）
- ④ エアークリーナーの掃除または水洗い、キャブレターの掃除 など

8 久しぶりに適正就業ガイドラインの復習！

「適正就業ガイドライン」は、H28 年 9 月に厚生労働省が作成し、これに沿った業務運営を図るよう、全シ協を通じて、都道府県連合会及び拠点センターに指示があったものです。請負、委任、派遣、職業紹介別の働き方の違いなど、SC で働く高齢者の適正な就業を確保するために、留意すべきポイントをまとめたものです。

今回は紙面の都合上、「SC が提供する業務」に絞り込んでお知らせします。

1 臨時的かつ短期的または軽易な業務（※「臨・短・軽」の総称で使っています。）

- SC が会員に提供する業務は、臨時的かつ短期的または軽易な業務です。
- 業務が、臨時的かつ短期的または軽易な業務ですので、就業は現役世代の労働者が 1 人で行う業務を、複数の会員が時間や日にちで分担して行う方法（ローテーション就業）が基本となります。
- 会員への就業機会の提供は、特定の会員に集中させずに、公平にできる限り多くの会員に提供するようにしてください。

2 臨時的かつ短期的または軽易な業務（日数、時間の上限）

臨時的・短期的な業務	おおむね月 10 日以内
軽易な業務	おおむね週 20 時間を超えないことを目安



※ 上記の上限は、おおむねの目安のため、会員は一時的に上限を超えて就業することができますが、恒常的に上限を超えて就業することはできません。

≪認められる場合の例≫ スーパーマーケットでの品出しなど、派遣で働く会員（週の所定労働時間が 18 時間）が、特売日やイベントが多い特定の月に、上限（週 20 時間）を超えて就業する場合

≪認められない場合の例≫ 庭木の剪定など、請負で働く会員が、恒常的に上限（月 10 日）を超えて就業する場合

3 就業時間を拡大する特例措置

- H28 年より、都道府県知事が指定した場合に、SC が派遣と職業紹介に限り、会員に週 40 時間を上限とする業務を提供することができるようになりました。

※ ガイドラインに沿った業務の実施は難しく、グレーな部分もありますが、ガイドラインが作成された趣旨・目的を尊重して、目安、大まかな指針として、適正就業の確保に努めています。